

総企第 号
平成23年9月 日

各局・区・室長 様

市 長

平成24年度に向けた市政取組方針について（通達）（案）

I はじめに

福岡市においては、経済的な成長と安全・安心で質の高い暮らしのバランスがとれた「人と環境と都市が調和のとれたまちづくり」に向けて取り組み始めたところであり、保育所待機児童や特別養護老人ホーム入居待機者の解消、地域の防犯力の強化、回遊性の向上による都市型観光の推進などの取組みを行っているところである。

また、経済・雇用対策を充実するべく、経営安定化特別資金の創設など、新規貸付枠を拡充し、独自の中高年向けの雇用対策を含めた雇用の創出、きめ細かな就職支援などにも取り組んできたところである。

しかしながら、依然として厳しい地域経済や雇用環境、年金や介護など、市民は将来も含め、日々の暮らしの中で不安を感じている。加えて、東日本大震災によって、その不安は一層高まっており、このような市民の不安を払拭する必要がある。

また、福岡の魅力の基盤となる市民生活の質を高めていくことには、引き続き取り組んでいく必要がある。

加えて、大震災の被害にあわなかった地域の重要な使命である国全体の経済の牽引役という役割を果たすため、福岡市のさまざまな魅力に磨きをかけ、産学官民の英知を結集して、福岡市の価値を戦略的に高め、成長の道筋をつくっていくことが必要になっているところである。

現在、新たな福岡市総合計画の策定に向けた準備として、新ビジョンの検討に取り組んでいるところであるが、平成24年度については、その策定を待つことなく、人と環境と都市が調和のとれたまちづくりを進めるために必要不可欠であると考えられる施策については、先行して取りかかり、迅速に実行するよう努めていく。

一方、福岡市の財政は引き続き厳しい状況にあり、限られた経営資源を有効に活用するため、施策・事業のさらなる選択と集中を行うとともに、行政運営の仕組み・手法等の見直しを積極的に進めるなど、全市一丸となって行財政改革に取り組んでいく。

各局・区・室長は、本通達の趣旨を十分にふまえ、創意・工夫、責任を持って予算編成及び組織編成にあたることとされたい。

Ⅱ. 平成24年度に向けた政策推進の考え方

1. 基本的な考え方

現行の政策推進プランが平成23年度で最終年度を迎えるが、新ビジョンのとりまとめと総合計画の検討が予定されていることから、平成24年度については、平成23年度市政運営方針の考え方や政策の継続性を踏まえつつ、この通知の考え方にに基づき、優先度の高い事業を選択し、着実に推進していくことが必要である。

各局・区においては、次に示す「取組みの視点」を十分踏まえ、各施策・事業を構築し、推進していくこととする。

■ 取組みの視点

- ◆様々な潜在的な魅力を眠らせずにさらに磨き、活用していく。
- ◆女性やシニア、外国人など多様な人材を活用していく。
- ◆新たな価値の創造をめざしたチャレンジングな取組みを進める。
- ◆行政だけでなく、企業、大学、NPO、地域コミュニティなど多様な主体と共働で取り組む。

2. 平成24年度に向けた主要取組事項

平成24年度については、経済的な成長と安全・安心で質の高い暮らしのバランスがとれた「人と環境と都市が調和のとれたまちづくり」を進め、アジアのリーダー都市づくりのために必要な施策を強化していくものとする。

そのために、上記の取組みの視点を踏まえながら、下記のとおり「主要取組事項」を定め、全市をあげて取り組むものとする。

各局・区においては、局・区の枠にとらわれない組織横断的な観点も踏まえながら、効果的な事業を構築し、取り組んでいくこととする。

(1) 主要取組事項

ア. 『人』を大切にし、全ての人が夢を持ち、活躍できるユニバーサルなまちづくり

人々が自由に様々な形で個性と能力を発揮し活躍できるよう、創造的な人材を新たに集めるとともに育成に力を入れていき、加えて男女共同参画社会の実現を図るなどにより、これまで眠っていた人材を活用し、人材の集積・定着を図っていく。

文化芸術やスポーツ・レクリエーションの分野においても、それらの人材活用の取組みなどを通じて、振興・充実を図っていく。

また、多様な主体との共働や住民主体のまちづくりも推進しながら、子育て支援や教育環境の整備、障がい者も高齢者も暮らしやすいまちづくりなど、誰もが思いやりを持ち、すべての人に優しいまち「ユニバーサルシティ福岡」の実現に向けた取組みを進めていく。

○男女共同参画社会の実現

- ・男女平等意識の浸透
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進
- ・就業支援

○新しい発想や才能が溢れるまちづくり

- ・大学のまちづくりの推進
- ・知識創造都市づくり
- ・文化芸術を活かしたまちづくり
- ・スポーツ・レクリエーションの振興

○多様な主体との共働と住民主体のまちづくり

- ・市民，大学，地域コミュニティ，NPO，企業などとの共働の推進
- ・住民主体のコミュニティ活動の支援

○健やかな子どもの育成

- ・安心して生み育てられる環境の実現
- ・地域における子育ての支援と健全育成の環境づくり
- ・子どもの権利の尊重

○教育力の向上

- ・学力の向上
- ・不登校・ひきこもり対策
- ・良好な教育環境の実現

○誰もが暮らしやすいまちづくり

- ・障がい者の自立と社会参加
- ・高齢者の福祉の向上
- ・こころとからだの健康づくり
- ・住み慣れた地域で安心して生活できる仕組みづくり
- ・バリアフリーの推進
- ・すべての人の人権が尊重される社会の実現

イ. 『環境』を大切にし、質の高い暮らしができるまちづくり

福岡市の恵み豊かな生物多様性を育む自然環境と、利便性や快適性を兼ね備えた都市環境は、国際的にも誇れる財産である。これらの貴重な財産を守り、持続的に活用するため、地球温暖化対策，再生可能エネルギーの導入促進など環境共生型のまちづくりを進めるとともに、水と緑のまちづくり，農林水産業を担う人づくりなど食と環境を支える農林水産業の振興の取組みを進めていく。

また、東日本大震災を踏まえた防災・危機管理体制の強化や治水対策，市民の防災意識の向上など災害に強いまちづくりに向けた取組みや、救急需要増加への対応，犯罪防止対策，暴力団排除，飲酒運転の撲滅など市民が安全で安心して暮らせるまちづくりの取組みを進めていく。

○環境共生型のまちづくり

- ・地球温暖化対策の推進
- ・再生可能エネルギーの導入促進
- ・循環型社会づくり
- ・自然共生社会づくり

○水と緑のまちづくり

- ・緑あふれる美しいまちの実現
- ・良好な住環境や景観に配慮したまちづくり
- ・水の安定供給
- ・博多湾の保全・再生の推進

○食と環境を支える農林水産業

- ・農林水産業を担う人づくり
- ・農林水産業の振興
- ・農山漁村地域の活性化,
- ・中央卸売市場の整備推進

○安全で安心な都市環境

- ・防犯対策
- ・交通安全対策
- ・総合的な治水対策
- ・地震に強いまちづくり
- ・防災・危機管理の強化

ウ. 『都市』の魅力に磨きをかけ、活力に溢れるまちづくり

福岡市が培ってきたアジアとの人的なネットワークや、下水処理や廃棄物処理などの技術やノウハウ等の強みの活用、陸・海・空の玄関口の機能の強化、アイランドシティや九州大学学術研究都市、都心部などの拠点の形成、及びこれらを繋ぐ交通ネットワークの形成を進める必要がある。

また、福岡の歴史や文化、自然や都市景観など都市の魅力を活かした集客都市づくりを進めるとともに、知識創造型産業の振興や、地域経済の担い手であり多くの市民の雇用である中小企業の競争力の強化や創業支援など地域経済の活力につながる取組みを進めていく。

○国際ビジネス拠点の形成

- ・陸・海・空の玄関口の整備
- ・総合交通体系の整備
- ・地下鉄七隈線の延伸
- ・アイランドシティ
- ・九州大学学術研究都市
- ・都心部のまちづくり

○集客都市づくり

- ・福岡の歴史や文化，自然や都市景観など都市の魅力を活かした集客都市の形成
- ・コンベンション誘致・支援の推進
- ・集客プロモーションの推進
- ・回遊拠点機能の強化
- アジアとのネットワークの強化
 - ・アジア施策の強化
 - ・国際ビジネス機能の強化
- 地域経済の活力ある都市づくり
 - ・知識創造型産業の振興・集積
 - ・中小企業の競争力・経営基盤の強化
 - ・創業支援
 - ・商店街の支援

(2) 特に平成24年度に力を入れて取り組む事項

上記の主要取組事項については，着実に取組みを進めるものであるが，福岡市が，アジアにおいて存在感のある都市となるためには，都市の魅力や暮らしの質を高めることによって，住む人が満足するにとどまらず，人を惹きつけ，投資を呼び込む都市でなければならない。そのために，平成24年度については，その実現に向けて，特に力を入れて取り組む事項を下記のとおり定め，一層の選択と集中を図るものとする。

ア．都市の魅力や暮らしの質を高める

(7) 都市の機能や魅力の強化

歴史・文化，食，デジタルコンテンツ（ゲーム，アニメ，映画），ファッションなどに加え，大学の集積による世界最先端の研究開発機能，人流・物流のゲートウェイ機能，国際コンベンション機能，創造的拠点である都心部などの，機能や魅力をさらに磨いていく。

(イ) ユニバーサルシティ福岡の実現～みんながやさしい，みんなにやさしい～

住宅をはじめ街の中や，人々の心の中にユニバーサルデザインを広め，障がい者や高齢者，外国人などすべての人たちが自分らしく暮らせ，誰もが思いやりを持ち，すべての人に優しいまち「ユニバーサルシティ福岡」の実現に向けた取組みを進めていく。

(ウ) 安全・安心の確保

公園や街路などにおける犯罪が発生しにくい環境づくりや，市民の防犯やモラルマナーへの意識向上の取組み，東日本大震災を踏まえた防災対策など安全・安心の確保に向けて取り組んでいく。

(エ) 再生可能エネルギーの導入促進と省エネルギーの推進

太陽光など再生可能エネルギーの活用を積極的に進めるとともに，エネルギーマネジメントに関する調査研究，実証実験を行い，あわせて，最新の機器等の活用による省エネルギー化を進めるなど，エネルギーの効率化を図る取組みを進めていく。

イ. 人と投資を呼び込む

(7) 戦略的な「観光・集客」

個々の魅力的な資源を、「観光・集客」の視点から、オール福岡でブランディングし、インターネットやデジタルサイネージなどを活用した戦略的な情報発信によって、国内を含むアジアの人々の関心を惹きつけていく。

(イ) 将来を担う人材の確保

福岡の将来を担う子ども・若者の育成に向けて、様々な体験や活動の機会を創出すること等により、アジアで挑戦・活躍する人材、クリエイティブな人材、チャレンジングな人材など多様な人材を育成するとともに、国内外を問わず人材を受け入れていく。

(ウ) 積極的な投資の誘引

これまで産学官民で築いてきたアジアに広がるネットワークを、ビジネスなどに活用する新たな取組みを進めるとともに、インセンティブの拡充等によりアジアの企業や、福岡を拠点にアジアへ挑戦する企業など積極的な企業誘致を推進する。

Ⅲ 平成24年度に向けた財政健全化の考え方

1. 基本的な考え方

平成20年6月に策定した財政リニューアルプランに基づき、これまで市債発行額の抑制や歳入・歳出一体改革などの取り組みを積極的に進めてきた結果、全会計における市債残高については、ピーク時の平成16年度と比べて2千億円以上縮減するとともに、実質公債費比率も18%を下回り、近年では16%台で推移するなど、財政健全化に向け着実に取り組んできた。

しかしながら、一般会計の公債費については、依然として1千億円程度と高止まりしており、市民一人当たりの市債残高についても、政令指定都市の中で高い水準に留まっている。

福岡市の財政状況を見通すと、地域の経済情勢や雇用環境は依然として厳しく、加えて東日本大震災に伴う日本経済への影響などを踏まえると、歳入面では、市税収入の伸びは期待できず、また、政府の地域主権戦略大綱や財政運営戦略において、地方の一般財源総額については確保することとされたが、実質的な地方交付税のうち相当額が臨時財政対策債の増発として措置されており、市債残高の縮減にも影響を与えている状況にある。

また、歳出面においては、少子高齢化に加え、経済・雇用情勢の悪化に伴う生活保護費をはじめとする扶助費の急激な増加、団塊世代の大量退職期の到来による人件費の増加、これまでの都市基盤整備に伴い増大した公債費の高止まり、また、学校や市営住宅などの大量更新期の到来に伴う維持更新費の増嵩が見込まれ、今後の財政状況は、一層厳しさを増していくものと見込まれる。

このような状況にあっても、市民・地域ニーズに即した行政サービスを安定的に供給していくとともに、福岡市の将来のまちづくりに向けた重要施策など、真に必要な施策を着実に推進していく観点から、平成24年度においても、**財政リニューアルの基本的な考え方を継承し、経常的経費の徹底した見直しや多様な財源の確保、また、「選択と集中」による投資の重点化を図り、財政規律と投資のバランスがとれた財政運営を行っていく。**

2. 平成24年度に向けた重点取組事項

福岡市は、未だ全会計で約2兆5千億円もの市債残高を抱えており、今後とも毎年度の**市債発行額を抑制し、残高を着実に減少させていく**ことで、高止まりしている公債費負担を縮減させることが必要である。

また、歳入面においては、市税をはじめとした収入率の向上、市有財産の有効活用など多様な財源確保に積極的に取り組むとともに、歳出面においては、更なる経常的経費の見直しや投資の重点化など、**歳入・歳出両面から徹底した改革に取り組むことで確実に財源不足を解消し、政策的経費に必要な財源を確保することにより**、経済的な成長と安全・安心で質の高い暮らしのバランスがとれた「人と環境と都市が調和のとれたまちづくり」の実現に向けて真に必要な施策を着実に推進していく。

以上のことから、平成24年度においても引き続き、歳入・歳出一体見直しや資産・債務の圧縮など財政健全化に着実に取り組む。

（１） 歳入・歳出一体見直し（フロー改革）

ア．歳入構造改革

- ・収入・収納率の向上
- ・多様な財源の確保（市有財産の有効活用による財源確保）

イ．歳出構造改革

- ・人件費（人件費総額の抑制）
- ・公債費（市債発行額の抑制、借換や繰上償還等）
- ・施設維持管理費（指定管理者制度の公募化の推進等）
- ・一般行政経費（経常的経費の徹底した見直し）
- ・特別会計・企業会計の経営改革

（２） 資産・債務の圧縮（ストック改革）

ア．市債発行の抑制，基金の適正管理

イ．アセットマネジメントの推進

- ・施設の長寿命化と投資の平準化
（アセットマネジメント実行計画の推進等）
- ・施設運営・保守管理の効率化（保守管理コストの削減等）
- ・P F I など官民協働方式の積極的な導入

ウ．保有資産の活用・売却

- ・未利用地の積極的な売却・貸付

IV 平成24年度に向けた行政改革の考え方

1. 基本的な考え方

市政運営にあたっては、行政の取組みが市民の貴重な税金で賄われていること、市民からの信頼なくしては成り立たないことから、職員一人ひとりが常に変化する市民ニーズを的確に捉え、市民の「納得」と「共感」を常に念頭に置きながら仕事を進めていくことが極めて重要である。

各局・区・室長は、これらのことを十分踏まえ、リーダーシップを発揮し、行政改革に取り組むこと。

2. 平成24年度に向けた重点取組事項

(1) チャレンジする組織づくり

都市戦略を実現していく組織を構築するため、職員一人ひとりの意欲を引き出し、行財政改革や施策推進の担い手として相応しい人材を育成するとともに、職員が活発に議論し、新しい取組みにチャレンジできるような組織風土づくりに取り組む。

(2) 簡素で効率的な市役所の実現

これまでの行政運営の仕組みや発想、手法に固執することなく、事業のスクラップアンドビルドを行うとともに、最小の経費で最大の効果を発揮できるよう、適正な組織体制の構築、民間委託や民営化、外郭団体改革などを着実に進める。

(3) 積極的な情報発信

社会経済情勢の急激な変化やICT（情報通信技術）の飛躍的な進展に対応するため、市民に対して迅速、かつ的確な情報発信に努める。

そのために、発信する情報の選択と集中、多様な広報媒体の活用、分かりやすい情報の提供を行う。

(4) 市民サービスの向上

行政手続においては、市民の視点に立ち、区役所や各施設の窓口における利便性向上に努めるとともに、オンライン化を推進し、より一層の市民サービスの向上に取り組む。

また、様々な施策の実施や、市民からの提案・意見への対応などについても、時機を失しないよう、迅速に行う。

(5) 市民から信頼される市役所の実現

各局・区において様々な形で不祥事の撲滅に向けて取り組んでいるが、事務処理や個人情報の管理等に関して、市民の信頼を失墜させる不祥事が発生していることを踏まえ、さらなるコンプライアンスの向上に努める。

V 平成24年度予算編成方針

1. 基本的な考え方

平成24年度は、「平成24年度に向けた政策推進の考え方」に基づき、経済的な成長と安全・安心で質の高い暮らしのバランスがとれた「人と環境と都市が調和のとれたまちづくり」の実現に向けて、着実に取り組んでいく必要がある。

このため、厳しい財政状況においても、市債残高の縮減など財政規律を保ちつつ、特に平成24年度に力を入れて取り組む事項など、市民生活や福岡市の将来のまちづくりにとって真に必要な施策は積極的に事業化を進めることにより、財政規律と投資のバランスを図りながら、福岡という都市の価値を戦略的に高める予算を編成する。

(1) 財政収支の見通し

平成24年度の福岡市の歳入見込みについては、長引く景気低迷の影響等により市税収入は減少するものの、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税の増加が見込まれることから、**一般財源総額は、平成23年度とほぼ同程度**を見込んでいる。

一方、歳出については、生活保護費をはじめとする扶助費の増加などにより、**義務的経費に要する一般財源は、平成23年度当初予算額と比較して約63億円の大幅な増**が見込まれるところである。その結果、平成24年度の福岡市の財政収支の見通しは、財源配分の段階でも、依然として大きな財源不足が生じており、今後の予算編成での解消が必要となっている。また、東日本大震災の影響や今後の地方財政制度の動向等によっては、一般財源に大幅な変動が生じることが考えられるところである。

(2) 重要施策の着実な推進

このように財政収支の見通しが極めて厳しい中においても、福岡市が、アジアにおいて存在感のある都市となるためには、都市の魅力や暮らしの質を高めることによって、住む人が満足するにとどまらず、人を惹きつけ、投資を呼び込む都市でなければならない。そのため、**特に平成24年度に力を入れて取り組む事項等に係る事業については、積極的に進めることとし、予算面において所要の対応を行う。**

一方で、その他の事業については、事務事業の徹底した見直しと一層の事業の重点化を推進するものとし、局・区予算制度により、一定の調整を行うなど、メリハリを付けることとする。

2. 総括的事項

局・区予算原案の作成にあたっては、歳入面においては、市税をはじめとした収入率の向上に積極的に取り組むとともに、様々な工夫を凝らし多様な財源を確保していく必要がある。歳出面においては、市民や地域などのニーズを的確に反映しながら、経常的経費について徹底した見直しを行うとともに、人件費総額についても着実に抑制を図る。また、扶助費については、保護の適正化等に積極的に取り組み、依然として増嵩する生活保護費の抑制を図る必要がある。

市債残高については、近年、発行額を抑制することにより減少に転じているものの、更なる財政の健全性を確保していくため、市債の増発はできるだけ避け、引き続き市債残高の着実な縮減を図るものとする。

（１）予算編成上の経費区分等

一般会計の予算編成上の経費区分を「政策的経費」、「義務的経費」及び「局・区裁量経費」とする。

ア．政策的経費

政策的経費は、「特に平成２４年度に力を入れて取り組む事項」、「その他の政策的経費（市政運営会議の判断を要する事業等で別途指定する。）」及び「チャレンジ予算」(※1)に係る事業とし、要求枠は所要額とする。

なお、これらの政策的経費に係る財源は、別枠として留保する当該経費予算枠に係る一般財源の範囲内で決定する。

各局・区においては、所管の政策的経費に係る事業について、予算見積書を提出するものとする。

(※1)「チャレンジ予算」：柔軟で新たな発想や手法により福岡市の成長や従来からの課題・懸案事項の解決に向けて果敢に取り組む事業等

イ．義務的経費

人件費(給与費を除く)、扶助費、公債費、債務負担行為設定済事業(平成１６年度以前設定のもので、履行額が確定したもの)等とし、所要見込額を配分する。

また、給与費については、所要額を見積ることとする。なお、人件費については、その抑制に向けた取組みを進め、予算に反映させていくものとする。

ウ．局・区裁量経費

局・区裁量経費は、上記ア．及びイ．以外の経費とし、財源見通しや政策的経費等へ充当する財源を勘案し決定した一般財源を配分する。各局・区は、配分された一般財源の範囲内で、経営感覚を発揮し、歳入確保にも努めながら、主体的に局・区予算原案を作成する。

なお、「業務効率化推進予算」(※2)に係る事業については、局・区裁量経費とは別に、個別に調整を行う経費として、取り扱うものとする。

(※2)「業務効率化推進予算」：将来的にランニングコストの縮減や収入の増加など「財政的效果」が得られる取組みを実施するにあたり必要となる初期費用

エ．各経費の調整等

上記ウ．の各経費については、所要の確認を行い、必要に応じて内容の調整を行うことがある。

また、市債残高の縮減や市債発行額の抑制の観点から、必要に応じて各局の市債見積額について調整することがある。

さらに、今回の財源配分は、現行の税財政制度を前提とした見込みによるものであり、今後の国の動向等により、予算編成方針策定時点における一般財源の見通しに変動が生じた場合には、減額を含めた再配分を行うことがあるので留意のこと。

3. 当初予算の見積り及び局・区予算原案作成に際しての留意事項

(1) 予算見積り及び局・区予算原案作成に際して求められる基本的姿勢

持続可能で柔軟な財政構造を確立するため、平成24年度当初予算編成においても、「財政リニューアルプラン」の基本的な考え方を継承し、下記の事項に十分留意した上で、政策的経費に係る予算の見積り及び局・区予算原案の作成を行うこと。

ア. 施策・事業見直しの徹底

行財政を取り巻く厳しい環境を十分認識し、限られた財源を真に必要な施策・事業に配分するため、費用対効果や優先順位を厳しく吟味し、施策・事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底するとともに、漫然と継続され、存続する意義の乏しい事業や効果が不透明な事業について廃止、縮小を行うなど、大胆かつ抜本的な見直しを行うこと。

また、施設運営経費や各種サービス経費の効率化をはじめとした事業手法・内容や執行方法の見直しなどにより歳出の無駄を排除し、徹底した行政コストの縮減を図ること。

施設の維持・更新については、今後、高度経済成長期や政令市の移行に伴い集中的に整備された公共施設の大量更新が必要となってくるが、旧来どおりの手法では伸びゆく更新需要に対応することが困難であることから、特に大規模施設の建替え等にあたっては、財政負担の削減・平準化及び良質な公共サービスの提供の観点から、PFI等官民協働方式の導入を検討すること。

イ. 歳入の積極的な確保

各局・区は、経営の視点に立ち、広告収入の確保等、自らが保有する市有財産の有効活用に努めるとともに、移転跡地等、利用目的のない財産について売却を検討するなど、創意工夫を凝らし、可能な限り財源の確保に努めること。

ウ. 関係局・区・部間の連絡調整

各局・区長、部長にあつては、局・区の横断的な政策課題等に的確に対応するため事前に関係局・区・部間で協議、調整を十分行うこと。

エ. 区役所の意見の反映

各局は、区関連事業について、市民が真に必要なとする事業の選択を徹底するため、市民生活の総合的な窓口として市民・地域に密接に関連する業務を行う各区の意見を踏まえること。

さらに、区役所の機能強化等の観点から、各局の事務事業のうち、区が事業主体となるほうが、効率的、効果的なものについては、予算執行を区へ委ねるなど、区が地域の課題に主体的に取り組めるよう、事前に関係局・区間で協議、調整を行うこと。

オ. 国・県との財政秩序の維持

今後の国の動向に十分留意し、国又は県の諸改革により補助制度などの廃止、縮小が行われた場合には、事業の必要性等について徹底的に吟味し、別途財源措置が確実に見込まれるものを除き、事業の廃止又は事業量の縮減により対応することとし、安易な単独事業への振替は行わないこと。

加えて、国又は県と市の役割分担の領域を明確にするとともに、経費負担の適正化を図り、福岡市がその責務として取り組むべき課題については、今後ともの確に対応していくこと。

また、県との財政関係において、指定都市のみが除外又は他の自治体と取扱いを異にされている県単独補助事業については、その不公平な取扱いの見直しを求めていくこと。

カ. 特別会計、企業会計及び外郭団体の経営改革

特別会計、企業会計については、民間委託の推進や組織見直しなどによる効率的な事業推進や経費の節減、サービス向上による増収など、自立した経営の確立をめざし、経営改革を一層進めること。予算原案の作成にあたっては、特に一般会計から支出する繰出金、出資金、負担金、補助金について、そもそも一般会計が負担することの妥当性について再点検を行い、抜本的な見直しを行うこと。

また、市が財政支出を行っている外郭団体については、自主性・自立性に立脚した経営改革の取組みを求め、市財政負担のあり方を見直すとともに、経費を見直し、徹底的な縮減を図ること。

(2) 財源の配分等

平成24年度当初予算編成における、「政策的経費」の予算見積りの基準、「義務的経費」、「局・区裁量経費」に係る各局・区へ配分する一般財源額並びにその他予算編成上の留意事項等については、別途財政局から通知させる。

Ⅵ 平成24年度組織編成方針

1. 基本的な考え方

福岡市では、少子高齢化社会の進行に伴う市民ニーズの増大や、市民の安全・安心に対する意識の高まり、社会資本の大量更新期の到来など様々な課題にくわえ、地方分権の推進に伴い、多くの権限や事務が国や県から移譲される予定であり、今後、実施することとなる新たな施策や行政サービスが大量に見込まれるところである。

一方で、国境を越えた都市間競争が激化する中、アジアのリーダー都市をめざし、経済的な成長と安全・安心で質の高い暮らしのバランスがとれた「人と環境と都市が調和のとれたまちづくり」を進めていく必要がある。

これらの状況を踏まえ、福岡市の組織のあり方を展望するとき、厳しさを増している福岡市の財政状況や、職員の大量退職期の到来にも対応するためには、簡素で効率的な組織づくり、ノウハウの継承と人材育成を行う活力ある組織づくりをめざすとともに、福岡市が、都市の魅力や暮らしの質を高め、人を惹きつけ、投資を呼び込む都市となるよう、スピーディ、かつ、意欲的に政策課題に取り組み、都市戦略を実現していく強力な組織を構築する必要がある。

(1) 各局・区・室の自律経営の推進

各局・区・室においては、限られた人的資源を、自律的かつ柔軟に活用しながら、迅速な事業展開を図っていくため、自律型組織編成システムの適切な運用などにより、自律経営を推進していくものとする。

また、従来の施策や組織体制に拘束されず、福岡市の将来を見据えた新たな施策や現に市民のためになすべき、さしせまった新規施策等について、現場からの発想や提案を十分に汲み取り、各局・区・室の責任と裁量の下、見直しを行い必要な資源を生み出すものとする。

なお、福岡市を取り巻く行財政環境に鑑みた場合、今後予定している「行政改革プラン」の改定において、より適切な定員管理目標を設定する必要がある。

よって、各局・区・室においては、そのことを十分に念頭に置くとともに、職員の大量退職の機会を捉え、より簡素で効率的な組織体制を実現できるよう、現段階から事務事業のあり方や、委託化などの執行方法の見直しはもとより、廃止も含めた検討を進め、平成24年度に実施可能なものについては確実に取り組むものとし、中期的な取り組みについても着実な推進を図るものとする。

(2) 平成24年度における福岡市の総定員

限られた経営資源の中で環境の変化に的確に対応していくためには、平成24年度はこれまでも増して、事務事業の見直し、業務執行体制や執行方法の見直し、スクラップ・アンド・ビルドなどの必要な取り組みを行う必要がある。

条例定数と外郭団体などへの派遣職員を合わせた福岡市全体の総定員については、上記の取り組みにより必要最小限のものとする。

2. 平成24年度組織編成における各局・区・室の取組事項

(1) 事務事業の選択と集中の徹底

福岡市のマネジメントサイクル等を念頭に置いて、平成24年度における各局・区・室の目標を具体化するとともに、単純な増分主義を排し、目標実現のための事務事業の選択と集中を徹底すること。

(2) 組織上の課題への的確な対応

ア. 事務事業と組織の見直し

- (7) 市民ニーズや情勢の変化等を的確に把握しながら、行政として実施すべき事業であるのか十分検討を行い、事業の廃止や民間への移譲など、適切に対応すること。
- (イ) 引き続き行政において直接実施する必要がある事業についても、効率的な実施体制となっているか検証・見直しを行うこと。特に、民間労働市場が充実し民間と競合する分野については、委託化を推進するなど、的確な見直しを進めること。

イ. 公の施設のあり方や管理運営方法の見直し

- (7) すべての公の施設について、市民ニーズの変化や費用対効果などの観点から、施設自体の必要性やあり方の点検を行い、設置目的が薄れた施設、市民ニーズの低下により利用が相当期間低迷している施設、民間と競合する施設、近隣に類似の施設が立地している施設、老朽化が著しい施設などについては、廃止、統合、転用、民営化など抜本的な見直しを検討すること。
- (イ) 直営施設の管理・運営のあり方を見直すとともに、指定管理者制度の活用について積極的に検討すること。
- (ウ) すでに指定管理者制度を導入している施設についても、指定管理者の選定・更新に当たっては、特別な理由がある施設を除き、公募により選定を行うこと。
また、現在、非公募により指定管理者となっている外郭団体については、当該団体の今後のあり方についても十分に検討すること。

ウ. 外郭団体の適正管理

外郭団体については、平成22年度及び平成23年度で実施した監査法人による経営評価も参考にしながら、各団体が行う事業の必要性や団体そのものの存在意義、団体の組織及び福岡市からの職員派遣の必要性について、引き続き検証・見直しを行うこと。

エ. 組織の大括り化

組織の大括り化については、部署の規模や所掌事務が拡大することにより、

- ・ 意思決定、指揮命令の迅速化
- ・ 緊急時や年間業務の平準化への対応
- ・ 職員の視点、発想、意識の広がり

- ・ 所属内でのノウハウ承継，人材育成の強化などの効果が期待されるところである。

各部・課・係（主査）の業務内容と組織規模を総点検のうえ，業務範囲の狭い部署や小規模体制の部署，親和性のある部署同士などについては統廃合などの見直しを積極的に行い，組織の簡素化・大括り化を進めること。

オ．嘱託員の見直し

嘱託員については，事務事業の効率化や総人件費抑制等の観点から，職の必要性，人員数，報酬額の妥当性について引き続き見直しを進めるとともに，スクラップ・アンド・ビルドを行うこと。

（３）平成２４年度組織編成における各局・区・室の要求上限

平成２４年度における，各局・区・室の要求上限は，外郭団体等への派遣職員も含め下記のとおりとする。

- ・ 職員配置計画における定数・・・平成２３年度の定数以下
- ・ 役職ポスト数・・・・・・・平成２３年度のそれぞれの役職ポスト数以下
- ・ 嘱託員の配置数・・・・・・・平成２３年度の配置数以下

※ いずれも事務事業の終了等による当然減分を除く。